

墨田区のお知らせ

NO.1967

2020年(令和2年) 7/1

毎月1日・11日・21日発行

- ◆2面以降の主な内容
- 2～5面…新型コロナウイルス感染症の関連情報等
- 5・6面…講座・教室・催し・募集
- 7面…すこやかライフ
- 8面…つながる すみだ人

東京2020オリンピック
開催まで あと**387**日

東京2020パラリンピック
開催まで あと**419**日



すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>

新型コロナウイルス感染症に関する

6月19日時点

各種支援策と相談窓口

こんなとき、
どうすれば
いい？

新型コロナウイルス感染症に関連した各種支援策と相談窓口をご紹介します。郵送での手続等もありますので、詳細は、事前に電話で各問合せ先へご確認ください。また、新たな支援策等は随時、区ホームページで紹介しています(右のコードを読み取ることでも接続可)。



個人・世帯向け	助成・給付	10万円の給付金をまだ申請していない	特別定額給付金	1人あたり 10万円 を世帯主に支給 *詳細は2面を参照	墨田区特別定額給付金ご案内専用ダイヤル ☎6738-9203	
		休業・失業等により家賃が払えない	住居確保給付金	家賃相当額を原則 3か月 支援 *詳細は3面を参照	暮らし・しごと相談室すみだ ☎5608-6289・FAX5608-6413	
		家計が急変し、学費等の支援が必要だ	高等教育の修学支援新制度 など	授業料等減免、給付型奨学金 など	詳細は文部科学省のホームページを参照	
個人・世帯向け	貸付け	休業・失業により収入の減少があった	福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)	20万円 以内(無利子)	墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3902・FAX3612-2944 *詳細は2面を参照	
			総合支援資金 生活支援費(特例貸付)	月額 20万円 以内(二人以上世帯) 月額 15万円 以内(単身世帯) *いずれも無利子		
			特別区民税・都民税(支払猶予)	納税が困難な場合の徴収の猶予や申請による換価の猶予		税務課納税係☎5608-6142
個人・世帯向け	減免・猶予	税金や保険料の負担が重い	国民年金保険料(減免)	一時的に納付困難な場合の国民年金保険料の免除	国保年金課国民年金係 ☎5608-6129・FAX5608-6402	
			国民健康保険料(減免)	一定程度を超える収入の減少が見込まれる場合の減免等	国保年金課こくほ保険料係 ☎5608-6127・FAX5608-6402	
			後期高齢者医療保険料(減免)	一定程度を超える収入の減少が見込まれる場合の減免等(7月中旬に送付する令和2年度の決定通知書等に減免のお知らせ等を同封予定)	国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当 ☎5608-8100・FAX5608-6402	
個人・世帯向け	相談	悩みを相談できる相手がいない	介護保険料(減免)	一定程度を超える収入の減少が見込まれる場合の減免等(7月上旬に送付する令和2年度の決定通知書等に減免のお知らせ等を同封予定)	介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937・FAX 5608-6938	
			<p>▶こころの健康相談統一ダイヤル☎0570-064-556(午後2時～翌午前5時半)</p> <p>▶よりそいホットライン(一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)☎0120-279-338</p>			
企業・事業者向け	助成・給付	休業要請に協力したので、その間の補填が欲しい	感染拡大防止協力金	1事業者につき 50万円 2店舗以上を持つ場合は 100万円	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ☎5388-0567	
		従業員に休業してもらっている	雇用調整助成金	休業手当100%支給の場合 10/10	ハローワーク助成金事務センター☎5337-7418 ハローワーク墨田事業所第二部門☎5669-8609	
		経営が厳しいため、お金が欲しい	持続化給付金	法人は上限 200万円 個人事業者は上限 100万円	持続化給付金コールセンター ☎0120-115-570	
	貸付け	経営が厳しいため、お金を借りたい	墨田区新型コロナウイルス感染症緊急対策資金	上限 1000万円	経営支援課経営支援担当 ☎5608-6183・FAX5608-6934	
			新型コロナウイルス感染症特別貸付	上限 6000万円	日本政策金融公庫 ▶上野支店☎3835-1391 ▶江東支店☎3631-8171	
猶予	税金の負担を少しでも軽くしたい	国税・都税	納付の猶予、換価の猶予	本所税務署☎3623-5171 向島税務署☎3614-5231 墨田都税事務所☎3625-5061		

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

墨田区新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

ナビダイヤル ☎0570-666-329
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

都「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

ナビダイヤル ☎0570-550-571
聴覚障害のある方 ☎FAX5388-1396

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)
*日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

フリーダイヤル ☎0120-565-653
午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

以下のいずれかに該当する場合は、すぐにご相談ください(該当しない場合も相談可能です)

- ✓ 次のいずれかの強い症状がある▶息苦しさ(呼吸困難)▶強いだるさ(倦怠感)▶高熱等
- ✓ 高齢者・基礎疾患がある方・妊娠している方で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある
- ✓ 上記以外の方で発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状が続いている
②症状が4日以上続く場合は、必ずご相談ください。

墨田区帰国者・接触者電話相談センター ☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)
*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談員に相談可

休日・夜間の電話相談

都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター ☎5320-4592
午後5時～翌日午前9時(土・日曜日、祝日は終日)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191 *新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることも接続可)



コード

マスク着用による熱中症に注意!

気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、喉の渇きに気付きにくくなったり、体温が上がりやすくなったりするため、熱中症の危険が高まります。

対策

- ▶屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合は、マスクを外す
- ▶マスクを着用している場合は、負荷のかかる作業や運動を避ける
- ▶周囲の人と十分な距離を確保した上で、適宜マスクを外して休憩する
- ▶こまめに水分補給をする



[問合せ]保健計画課保健計画担当 ☎5608-6189

[参考]環境省・厚生労働省「令和2年度の熱中症予防行動」

特別定額給付金 *申請期限は8月31日(必着)です

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、区民の皆さんの家計を支援することを目的として、1人あたり10万円の特別定額給付金を支給します。支給に当たっては、住民基本台帳上の世帯主の方の申請が必要です。申請期限内に忘れずに郵送申請またはオンライン申請をしてください。

[給付対象者]令和2年4月27日現在、墨田区に住民登録がある方

[給付額]給付対象者1人につき10万円

郵送申請

区から受給権者(世帯主)宛にお送りした申請書に振込先口座等の必要事項を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに、同封されている返信用封筒で返送 *申請書が届いていない場合は問合せ先へ

[必要書類]▶特別定額給付金申請書▶預金・貯金通帳の写し(口座番号・口座名義がわかるもの)▶身分を証明するものの写し(運転免許証・パスポート・健康保険証等の本人確認書類)

オンライン申請(マイナンバーカードが必要)

マイナポータルにログインし、世帯情報・振込先口座情報等を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードして電子申請

[必要書類]預金・貯金通帳(口座番号・口座名義がわかるもの)の画像
*オンライン申請は電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要です。
*申請できるのは世帯主の方のみです。

[問合せ]特別定額給付金ご案内専用ダイヤル☎6738-9203

*受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日を除く)

*最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることも接続可)



コード

詐欺・偽サイトに注意

特別定額給付金

[問合せ]安全支援課安全支援係☎5608-6199

特別定額給付金について、区や都、国が以下のような行為を行うことは**絶対にありません**。

- ⚠️ 電話でATMの操作をお願いする
- ⚠️ 手数料の振り込みを求める
- ⚠️ URLを添付したメールから申請手続を求める



教えない!渡さない!

- ✖️ 暗証番号
- ✖️ 通帳
- ✖️ キャッシュカード
- ✖️ マイナンバーカード



おかしいな、と思ったら

- ▶ 本所警察署 ☎5637-0110
- ▶ 向島警察署 ☎3616-0110
- ▶ 消費者ホットライン ☎188
- ▶ 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120-213-188

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、無利子で行っています。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での受け付けも実施しています。

■福祉資金 緊急小口資金

[対象]休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯[貸付上限額]20万円以内(一括交付)[償還期間]2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

[対象]失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯[貸付上限額]▶単身世帯=月額15万円以内▶2人以上世帯=月額20万円以内[貸付期間]3か月以内[償還期間]10年以内(均等月賦償還)

[申込み]墨田区社会福祉協議会☎3614-3902

(〒131-0032東向島2-17-14)
月曜日～金曜日の午前9時～午後4時

*必要書類や制度の詳細については、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照(右のコードを読み取ることも接続可)



コード

墨田区国民健康保険または、75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

[対象]次の**全ての要件**を満たす方▶墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である▶給与等の支払いを受けている被用者である▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない[支給期間]労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間[支給額]直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり[適用期間]令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

受給には申請が必要です。

受給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の被保険者

75歳以上で東京都後期高齢者医療制度の被保険者

[問合せ]国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123

[問合せ]広域連合お問合せセンター

☎0570-086-519・FAX0570-086-075
(月曜日～金曜日の午前9時～午後5時、祝日を除く)

妊娠中の方へ 新型コロナウイルス感染症に不安を感じていませんか？

布マスクの配布

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、布マスクを無料で配布します。

【とき】9月30日まで(なくなり次第終了)**【ところ】**向島保健センター(東向島5-16-2)、本所保健センター(東駒形1-6-4)、保健計画課(区役所5階)、子育て支援総合センター(京島1-35-9-103)**【配布枚数】**1人につき最大10枚まで**【対象】**区内在住で妊娠中の方**【持ち物】**親子健康手帳(母子手帳)**【問合せ】**本所保健センター☎3622-9137

相談窓口

区や都では、妊娠・出産等に関する相談を受け付けています。

■向島保健センター☎3611-6135

■本所保健センター☎3622-9137

*受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日・年末年始を除く)

■東京都「妊娠相談ほっとライン」

【電話相談】☎5339-1133

*受け付けは午前10時～午後10時(土・日曜日、祝日も可)

【メール相談】都福祉保健局のホームページから随時受け付け

*右のコードを読み取ることでも接続可



コード

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で家賃の支払いにお困りの方へ 住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請受け付けをしています。

【対象】申請日において離職・廃業から2年以内の方または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間や就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入・資産・求職活動の要件あり

【支給期間】原則3か月(最長9か月まで延長可)

*要件等制度の詳細や必要書類については、申込先へ問い合わせるか、区ホームページを参照
【申込み】☎130-8640くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課内)☎5608-6289

遠出しづらい 今だからこそ お得にすみだの魅力を再発見!

区内在住在勤在学の方限定

観光案内所等で5%～10%割引

産業観光プラザ すみだ まち処(押上1-1-2東京ソラマチ® 5階)、両国観光案内所(JR両国駅「両国-江戸NOREN」1階)、吾妻橋観光案内所(区役所2階)では、5%～10%割引で、区内の商品等を購入したり、飲食したりすることができます。

【割引期間】7月31日(金)まで

【割引方法】会計時に、身分証や社員証等を提示

まち歩きガイドツアーの参加が無料に

【開催日】7月18日(土)まで原則毎日2回開催**【出発場所】**両国観光案内所**【定員】**各回先着5人 *開催時間や申込み等の詳細は、墨田区観光協会のホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)



コード

【問合せ】墨田区観光協会☎5608-6951

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。



輸血を必要としている方のために 献血にご協力を

病気やけがなどで輸血を必要としている方の尊い生命を救うため、献血へのご協力をお願いします。

■区役所での献血

【とき】7月22日(水)▶午前10時～11時15分▶午後0時半～4時**【ところ】**区役所1階アトリウム**【対象】**16歳～69歳で、体重が50kg以上の方*65歳以上の方は、60歳～64歳の間に献血をした経験がある方のみ**【持ち物】**▶初めての方＝身分証明書▶献血をした経験がある方＝献血カード・手帳**【問合せ】**東京都赤十字血液センター☎5272-3523

■「献血ルームfeel」での献血

常設の献血ルームfeel(押上1-1-2東京ソラマチ® 10階)では、落ち着いた環境で献血を行えるほか、様々なイベントを開催しています。**【受け付け時間】**午前10時～午後5時45分(成分献血は午後5時まで) *12月31日、1月1日を除く**【問合せ】**献血ルームfeel☎6456-1972

【問合せ】保健計画課保健計画担当☎5608-6189 *献血に当たっての注意事項等は、日本赤十字社のホームページを参照



ご注意ください 光化学スモッグ

日ざしが強い・風が弱い・気温が高いなどの気象条件がそろると、光化学スモッグが発生しやすくなります。光化学スモッグは、喉の痛みや吐き気、目のかゆみ、手足のしびれ、呼吸困難、意識障害等の症状を引き起こすおそれがありますので、光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、窓を閉め、外出や屋外での運動を控えましょう。もし、上記のような症状が出た場合には、うがいをしたり、水道水で目を洗ったりしてください。それでも症状が治まらない場合は、最寄りの医療機関や保健センターへご相談ください。

また、都では、光化学スモッグ注意報等の発令状況のメール配信サービスを行っています。詳細は都ホームページをご覧ください(下のコードを読み取ることでも接続可)。

【問合せ】▶環境保全課指導調査担当☎5608-6210▶向島保健センター☎3611-6135▶本所保健センター☎3622-9137



コード



お送りしました にこにこ入浴証引換券

区内在住で65歳以上の方全員(特別養護老人ホーム入居者を除く)に、にこにこ入浴証引換券(はがき)をお送りしました。お近くの公衆浴場で、新しい入浴証とお引き換えください。

にこにこ入浴証を区内の公衆浴場で提示すると、毎週木・金曜日のいずれか1日は無料、特定日(こどもの日、敬老の日、冬至の日)は半額で入浴できます。ぜひ、ご利用ください。

なお、ご利用の際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします。

【問合せ】高齢者福祉課支援係☎5608-6168・FAX5608-6404



ご存じですか 国民年金保険料の免除制度等

国民年金制度には、保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」と「納付猶予制度」があります。これらの制度は本人・配偶者(「保険料免除制度」は世帯主も)の前年の所得が一定基準以下の方などが対象で、申請日から原則2年1か月前まで遡って申請できます。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】国保年金課国民年金係☎5608-6131



31日はサイクルの日 自転車・羽毛布団リユース・リサイクル

ご家庭で不用になった、まだ乗ることができる自転車を回収し、アジアやアフリカへ届ける「自転車リユース・リサイクル」事業を行います。また、羽毛布団をリサイクルする事業も併せて実施します。なお、粗大ごみとしての回収ではありませんので、ご注意ください。

【回収品目(自転車)】乗車可能な次のいずれかの自転車▶大人用自転車▶子ども用自転車▶電動アシスト自転車▶マウンテンバイク▶折りたたみ式自転車 *パンクしているものも可 *ストライダーは不可**【回収品目(羽毛布団)】**ダウン率50%以上のもの**【回収日時/回収場所】**7月31日(金)午前9時～午後2時/すみだ清掃事務所(業平5-6-2)**【対象】**区内在住の方*事業者を除く**【費用】**無料**【申込み】**事前に▶自転車＝氏名(カタカナ)、電話番号、自転車の種類・台数を▶羽毛布団＝氏名(カタカナ)・電話番号・枚数を電話またはEメールで、すみだ清掃事務所☎5819-2571・EメールSEISOU@city.sumida.lg.jpへ *受け付けは7月22日まで



2年に一度の調査にご協力ください 住民意識調査

区民の皆さんから区政の各分野についての意向や要望をお聴きし、区の施策推進・政策立案の基礎資料とするため、住民意識調査を行います。この調査の対象となった方には、今月下旬頃に郵送で調査票を送付しますので、ご協力をお願いします。

【対象】住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の方3000人**【問合せ】**広報広聴担当☎5608-6222 *調査結果は本紙や区ホームページ等に掲載

ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

大切な一票を活かすため、必ず投票しましょう
東京都知事選挙

7月5日(日)は、東京都知事選挙の投票日です。あなたの大切な一票を活かすため、必ず投票しましょう。仕事やレジャー等で当日に投票できない方は、7月4日(土)まで期日前投票が利用できます。詳細は、お送りした入場整理券をご確認ください。
[投票日時]7月5日(日)午前7時～午後8時 **[問合せ]**選挙管理委員会事務局 ☎5608-6320

明るい選挙の実現をめざして 寄附禁止のルールを守りましょう

政治家の寄附の禁止
政治家が選挙区内の人に ▶中元・病気見舞い ▶入学・卒業・就職のお祝い ▶葬式・落成式・開店祝いの花輪 ▶スポーツ大会や町内会の催しへの差し入れ、寸志等 のような金品を贈ることは、いかなる名義であっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜における香典は、罰則の対象とはなりません。

後援団体の寄附の禁止
政治家の後援団体が、選挙区内で花輪・祝儀・香典などを出すことは禁止されています。ただし、後援団体の設立目的による行事等への寄附は除かれます。

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
誰でも、政治家に対して寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることは禁止されています。

挨拶状などの禁止
政治家は、答礼のための自筆によるものを除き、選挙区内の人に暑中見舞状等の挨拶状を出すことが禁止されています。また、選挙区内の人への挨拶を目的として、新聞・雑誌などに有料広告(名刺広告など)を出すすと処罰されます。

[問合せ]選挙管理委員会事務局 ☎5608-6320

受診票をお送りしました 75歳以上の健康診査等

区では、75歳以上の方に健康診査を実施しています。対象となる方には、6月末に受診票をお送りしましたので、忘れずに区内実施医療機関で受診してください。受診票が届かない場合や紛失した場合は、「すみだ けんしんダイヤル」へお問い合わせください。

[費用]無料 **[問合せ]** ▶すみだ けんしんダイヤル ☎6667-1127 *受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝日・年末年始を除く) ▶保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514

種別	対象	実施期間
75歳以上の健康診査	区内在住の75歳以上で、後期高齢者医療制度に加入している方 *一定の障害があると認定された方は65歳以上	11月30日(月)まで
生活習慣病予防健康診査	区内在住の75歳以上で、制度上ほかの健康診査を受ける機会がない方(生活保護受給者等)	

①いずれの実施期間も医療機関の休診日を除きます。
②区が実施する「特定健康診査」と「生活習慣病予防健康診査」の対象となる40歳～74歳の方には、10月31日(土)まで健康診査を実施しています。

新しい保険証等をお送りします 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新
8月に、全ての加入者の保険証が更新となり、保険証の大きさがカードサイズに変わります。新しい保険証(オレンジ色)は8月1日までに簡易書留でお送りします。

令和2年度の自己負担割合
医療機関等で支払う医療費の自己負担割合(1割または3割)を、令和2年度の住民税課税所得に基づき判定します。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)と限度額適用認定証(限度額認定証)の更新等

すでに交付されていて、引き続き対象となる方には、新しい認定証を8月1日までにお送りします。各認定証を保険証と併せて医療機関等で提示することで、各認定証に応じた保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。なお、減額認定証をお持ちの方は入院時の食費も減額されます。
[減額認定証の交付対象者]保険証の割合が1割かつ世帯全員が住民税非課税の方で申請された方 **[限度額認定証の交付対象者]**保険証の割合が3割かつ同一世帯の被保険者の住民税課税所得がいずれも690万円未満である方で申請された方

確定申告期限延長による影響
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、所得税の確定申告期限が1か月延長されたため、今回お送りした保険証の割合や減額認定証・限度額認定証の適用区分が暫定的なものとなる場合があります。詳細はお問い合わせください。

[問合せ]国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608-6192

レジ袋削減にご協力ください レジ袋有料化

7月1日から、全国でプラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化が始まりました。これは、普段何気なく使っているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考え、私たちの生活を見直すきっかけとすることを目的としています。プラスチックは、成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で活用されています。一方で、廃棄物や資源の制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあるため、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

これをきっかけに、ご自身の生活を見直し、エコバッグを持ち歩くなど、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

[問合せ] ▶消費者向け(経済産業省) = ☎0570-080180 ▶事業者向け(経済産業省) = ☎0570-000930 ▶すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228 *制度概要などの詳細は、経済産業省のホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)

レジ袋有料化
2020年7月1日スタート
レジ袋削減にご協力下さい



環境問題解決の第一歩

納入通知書をお送りします 国民健康保険料の「公的年金からの特別徴収」

特別徴収の対象となる世帯については、世帯主の公的年金から、同じ世帯の国民健康保険加入者全員分の保険料が徴収されます。今月中旬に対象世帯の世帯主の方へ納入通知書をお送りします。また、新たに特別徴収となる世帯については、10月分から特別徴収が開始となりますので、9月分までは納付書でお支払いください。

なお、口座振替をご希望の場合は、変更申出書の提出が必要です。すでに口座振替を利用中の世帯は、引き続き口座振替となります。

[対象] 次の全ての要件を満たす世帯 ▶世帯主が国民健康保険に加入している ▶同じ世帯の国民健康保険加入者が全員65歳～74歳である ▶世帯主の年金受給額が年間18万円以上である ▶介護保険料が年金から徴収されている ▶国民健康保険料と介護保険料の合算額が世帯主の年金受給額の1/2を超えない **[問合せ]** 国保年金課こくほ資格係 ☎5608-6122

決定通知書をお送りします 介護保険料

65歳以上の方の令和2年度介護保険料(年額)が決定しました。この保険料額は、確定した今年度の住民税課税状況に基づき算出したもので、4月～令和3年3月の1年間分です。対象となる方には、今月上旬に「介護保険料通知書(決定通知書)」をお送りします。なお、低所得者の保険料軽減強化により、第1段階～第3段階の介護保険料が改正されました。詳細は、お送りする通知書をご確認ください。

介護保険料の納付方法は原則、公的年金からの特別徴収です。ただし、▶老齢(退職)・遺族・障害年金の年額が18万円未満の方 ▶65歳の誕生日から6か月以上経過していない方 ▶区に転入して6か月以上経過していない方 ▶介護保険料が減額になった方 などは、納付書や口座振替で納める普通徴収となります。納付書で納める方には、決定通知書に7月分～9月分の納付書を同封します。各納期限までに、問合せ先、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア等で納めてください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免申請書類を同封しますので、併せてご確認ください。

[問合せ] 介護保険課資格・保険料担当(区役所4階) ☎5608-6937

ご相談ください 空き家・相続・賃貸経営・不動産の電話相談

対面で行ってきた空き家の適正管理や活用、不動産の相続・売買・賃貸借などの相談を、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間電話で行います。空き家の相続や不動産のことでお困りのことがありましたら、ぜひ、ご利用ください。

[対象] 不動産の所有者・相続予定者 **[費用]** 無料 **[相談先]** NPO法人日本地主家主協会 ☎3320-6281 *月曜日～金曜日の午前9時～午後4時半 **[問合せ]** 安全支援課空き家対策係 ☎5608-6520

ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

**申込みが始まりました
マイナポイント事業**

マイナンバーカードを活用した国の消費活性化策の一環として、9月から最大5000円分の「マイナポイント」が付与されます。マイナポイントを取得するには、各期間中にマイナンバーカードを使って、マイナポイントの予約と申込み(キャッシュレス決済サービスの選択)が必要です。

[マイナポイント申込み等の期間] 下表のとおり
[問合せ] ▶マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(ダイヤル後5番を選択)

▶情報システム担当 ☎5608-6226 *事業の詳細は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ問い合わせるか、マイナポイント事業のホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可) 

マイナポイントの手续等	期間
予約	8月末まで(予定)
申込み(キャッシュレス決済サービスの選択)	令和3年3月末まで
取得・利用	9月～令和3年3月末

**区政情報番組
ウィークリー すみだ
7月の番組表**



キャスター
大山美佳さん

毎日、午前9時、正午、午後4時・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後、区ホームページでもご覧いただけます。
[問合せ] 広報広聴担当 ☎5608-6220

教=教えて!西塚先生 **知**=すみだのそこが知りたい **特**=特集 **子**=子育て応援 すくすく すみだ
●新型コロナウイルス感染症の影響で、放送内容が一部変更となる場合があります。ご了承ください。

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
7月5日(日)～11日(土)	教 新型コロナウイルス感染症情報について学ぶ パート4 知 在宅中でも注意!楽しい夏にしよう!			
7月12日(日)～18日(土)	特 無形文化財 江戸木目込人形 塚田 進	教 新型コロナウイルス感染症情報について学ぶ パート4 知 在宅中でも注意!楽しい夏にしよう!	特 無形文化財 江戸木目込人形 塚田 進	教 新型コロナウイルス感染症情報について学ぶ パート4 知 在宅中でも注意!楽しい夏にしよう!
7月19日(日)～25日(土)	知 すみだの銭湯巡り 子 身近な子育ての役立つ情報をお届けします!			
7月26日(日)～8月1日(土)	知 すみだの銭湯巡り 子 身近な子育ての役立つ情報をお届けします!	特 無形文化財 江戸木目込人形 塚田 進	知 すみだの銭湯巡り 子 身近な子育ての役立つ情報をお届けします!	特 無形文化財 江戸木目込人形 塚田 進

*ケーブルテレビへの加入・問合せは、株式会社J:COM東京すみだ・台東 ☎0120-999-000へ

**毎月1日は
墨田区防災の日**

7月1日の点検項目
備えよう
水・食糧は
わが家で



**毎月5日は
すみだ環境の日**

7月のエコしぐさ
打ち水が
小さな虹を
連れてきた



墨田区環境キャラクター
「地球くん」

「私の好きなすみだ」写真募集!

本紙毎月1日号
8面に掲載

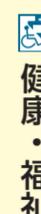
ぜひ、写真をお寄せください。応募方法は問い合わせるか、区ホームページへ!
[問合せ] 広報広聴担当 ☎5608-6223 



講座・教室・催し

内=内容 **種**=種別 **対**=対象 **定**=定員 **費**=費用・入場料 **持**=持ち物 **申**=申込み **問**=問合せ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座・教室・催しが中止または延期となる場合があります(詳細は、各申込先・問合せ先へ)。なお、参加に当たっては、マスクの着用や手指消毒等、各会場をお願いする感染症対策にご協力ください。

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
	「すみだハート・ライン21事業」 「ミニサポート事業」有償ボランティア募集説明会	▶7月14日(火)午前10時～11時半 ▶7月27日(月)午後2時～3時半	▶7月14日=地域福祉プラットフォーム ガラードール(石原4-11-12) ▶7月27日=すみだボランティアセンター(東向島2-17-14)	対 地域活動に関心があり、協力会員・協力員として家事援助などの活動(有償ボランティア)に協力できる18歳以上の方 *今すぐ活動できなくても可 定 先着10人 費 無料 申 事前に電話で、すみだハート・ライン21事業室 ☎5608-8102へ *協力会員・協力員への登録方法の詳細は申込先へ
	みかんの会(認知症家族会)	7月14日(火)午後1時半～3時半	たちばなホーム(立花3-10-1)	対 認知症の家族を介護している方や介護の経験がある方、認知症について関心がある方など 定 先着10人 費 無料 申 事前に、ぶんか高齢者支援総合センター(文花1-29-5都営文花一丁目アパート5号棟1階) ☎3617-6511へ
	弁護士による権利擁護法律相談	7月16日(木)午後1時半～4時半	すみだボランティアセンター(東向島2-17-14)	内 判断能力が十分ではない方への権利擁護法律相談、福祉サービスの苦情相談、親族後見人からの相談 定 先着3人 費 無料 申 事前に電話で、すみだ福祉サービス権利擁護センター ☎5655-2940へ
	初心者向け「七宝焼き教室」(全3回)	7月22日～8月5日の毎週水曜日午前10時～正午	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	対 区内在住で60歳以上の方 定 10人(抽選) 費 1700円 持 エプロン、タオル 申 7月7日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3721へ
	身体障害者向け「七宝焼き教室」(全3回)	7月22日～8月5日の毎週水曜日午後1時半～3時半		対 区内在住で身体に障害のある方 定 10人(抽選) 費 1700円 申 教室名・住所・氏名・年齢・ファクス番号を、直接または電話、ファクスで7月7日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608-3723・FAX5608-3720へ *申込時に手話通訳・磁気ループの希望可

☎=電話 FAX=ファクス ㊚=Eメール 🌐=ホームページアドレス

お知らせ 新型コロナウイルス感染症対策 飲食店では席の間隔を空け、3つの密を避けよう **[問合せ]** 生活衛生課食品衛生係 ☎5608-6943

募集

内=内容 種=種別 対=対象 定=定員 選=選考方法 費=費用・入場料 持=持ち物 申=申込み 問=問合せ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申込書等の配布期間・場所が変更となる場合があります。お越しの際は、事前に、各問合せ先へご確認ください。

区分	名称	内容・対象等	申込み・問合せ等
暮らし	すみだ自然環境サポーターの募集	内 大横川親水公園や荒川河川敷等で、生きもの調査や自然環境保全活動を行う【活動回数】年15回程度 *決められたスケジュールの中で自由参加 対 区内在住在勤在学の中学生以上	費 無料 申 随時、環境保全課緑化推進担当(区役所12階) ☎5608-6208へ *受け付けは午前9時～
	東京都施行型都民住宅(中堅所得者層のファミリー世帯向け住宅)入居者の募集	対 都営住宅の所得基準を超える所得がある世帯 *詳細は募集案内を参照【募集案内と申込書の配布期間/配布場所】7月2日(木)～10日(金)/住宅課(区役所9階)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所 *土・日曜日は区民情報コーナーのみ *区民情報コーナーは午前8時～午後9時(初日は午前9時から、最終日は午後5時まで) *なくなり次第終了 *配布期間中、東京都住宅供給公社のホームページからも出力可	申 申込書を郵送で7月15日(必着)までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへ 問 ▶住宅課公営住宅担当 ☎5608-6214 ▶東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎3498-8894
仕事・産業	墨田区常勤職員・福祉(保育士)の募集	【区分】Ⅱ類 対 昭和58年4月2日～平成13年4月1日生まれで、保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方 *国籍不問 *資格を有する方で都道府県知事の登録を受けていない方、または資格取得見込みの方は、令和3年3月31日までに都道府県知事の登録を受ける必要あり(登録を受けられない場合は採用不可)	【採用数】13人程度【第1次試験日】8月23日(日)【採用選考案内・申込書の配布場所】職員課(区役所8階)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所・図書館・コミュニティ会館、すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)ほか *区ホームページからも出力可 申 申込書等を直接または郵送で7月31日(消印有効)までに〒130-8640職員課人事担当 ☎5608-6244へ
	特別区職員の募集		【第1次試験日】▶経験者・就職氷河期世代=9月6日(日)▶Ⅲ類・Ⅲ類(障害者)=9月13日(日)【採用試験・選考案内の配布場所】各区役所、特別区人事委員会事務局(千代田区飯田橋3-5-1) *墨田区では、職員課(区役所8階)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所・図書館・コミュニティ会館等で配布【申込書の配布場所】各区役所、特別区人事委員会事務局 *インターネットでの申込みが困難な方にのみ配布(墨田区では職員課でのみ配布) *Ⅲ類(障害者)の申込書は試験案内の配布場所まで配布 申 7月16日午後5時(受信有効)までに特別区人事委員会事務局のホームページから申込み *郵送での申込みは、7月14日(消印有効)までに特別区人事委員会事務局任用課へ 問 ▶職員課人事担当 ☎5608-6244 ▶特別区人事委員会事務局任用課採用係 ☎5210-9787 *受験資格・採用予定数等の詳細は、採用試験・選考案内または特別区人事委員会事務局のホームページを参照
	▶経験者(1級職)	【区分/対象】民間企業等における業務従事歴が直近10年中4年以上ある方で▶事務・土木造園(土木)・建築・機械・電気/日本国籍を有し、昭和36年4月2日以降に生まれた方▶福祉/昭和36年4月2日以降に生まれた方▶児童福祉・児童指導・児童心理/昭和36年4月2日以降に生まれた方で児童相談所等での業務従事歴が2年以上ある方 *ほかにも要件あり	
	▶経験者(2級職・主任)	【区分/対象】民間企業等における業務従事歴が直近14年中8年以上ある方で▶事務・土木造園(土木)・建築/日本国籍を有し、昭和36年4月2日以降に生まれた方▶福祉/昭和36年4月2日以降に生まれた方▶児童福祉・児童指導・児童心理/昭和36年4月2日以降に生まれた方で児童相談所等での業務従事歴が3年以上ある方 *ほかにも要件あり	
	▶経験者(3級職・係長級)	【区分/対象】児童福祉・児童指導・児童心理/昭和36年4月2日以降に生まれた方で、民間企業等における業務従事歴(児童心理は施設を問わず心理に関連する業務の従事歴)が直近18年中12年以上ある方 *児童相談所等での業務従事歴が5年以上あること *ほかにも要件あり	
	▶就職氷河期世代	【区分/対象】事務/日本国籍を有し、昭和45年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた方	
	▶Ⅲ類	【区分/対象】事務/日本国籍を有し、平成11年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方	
▶Ⅲ類(障害者)	【区分/対象】事務/日本国籍を有し、平成元年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方で次の全ての要件を満たす方▶身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている、または児童相談所等により知的障害者であると判定された▶活字印刷文または点字による出題に対応できる		
文化・スポーツ	第67回墨田区文化祭の参加者の募集	対 区内在住在勤在学の方 *詳細は区内各施設で配布している応募要項を参照	問 文化芸術振興課文化芸術担当 ☎5608-6212・☒BUNKASHINKOU@city.sumida.lg.jp
	▶珠算競技大会	【とき】10月11日(日)【ところ】すみだリバーサイドホール2階イベントホール(区役所に併設)	申 住所・氏名・年齢・電話番号を、電話またははがきで9月19日(必着)までに墨田区珠算教育連盟 須田朋美(〒131-0041八広6-57-10) ☎3612-5888へ
	▶日本舞踊素踊り大会	【とき】10月18日(日)【ところ】曳舟文化センター(京島1-38-11)	申 電話で8月13日までに墨田区日本舞踊協会 宗像路子 ☎5653-7766へ
	▶民謡民舞大会	【とき】10月24日(土)【ところ】すみだトリフォニーホール(錦糸1-2-3)	申 団体名、代表者の氏名・電話番号を、ファクスまたはEメールで7月26日までに墨田区民謡連盟 高橋亮一 FAX3619-9562・☒sumiren.mng@gmail.comへ
	▶さくらフェスティバル"dance"	【とき】11月23日(祝)【ところ】曳舟文化センター(京島1-38-11)	申 団体名、ジャンル、参加人数、代表者の氏名・電話番号を、電話またはEメールで8月10日までに、さくらフェスティバル実行委員会 小杉稚依 ☎080-7387-7037・☒kanhiroyuki@gmail.comへ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種健診・検診や相談が中止または延期となる場合があります。最新情報は区ホームページをご確認ください。

墨田区の医療・健康情報

すこやかライフ

健康・福祉のページ https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/



健康診査・骨密度検診・がん検診等

*対象はいずれも令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)中に誕生日を迎え、対象年齢となる方
*子宮頸がん検診、乳がん検診は2年度に各1回(その他は年度内に各1回)のみ受診可

健康診査・検診名	とき	ところ	内容・対象・定員・費用	申込み *一部を除き、区ホームページから電子申請も可
若年区民健康診査(16歳から39歳の方の健康診査)	8月2日(日)午前9時～11時	向島保健センター	[内容]身体・血圧測定、胸部エックス線・尿・血液・心電図検査等【対象】区内在住で16歳～39歳の方 *治療中の方、勤務先・学校等で受ける機会がある方は受診不可【定員】各日先着100人 *事前申込みによる一時保育あり(各日先着30人)【費用】無料	事前に電話で、すみだ けんしんダイヤル ☎6667-1127へ *受け付けは▶若年区民健康診査(8月2日実施分)=7月7日まで ▶若年区民健康診査(8月19日実施分)=7月21日まで ▶骨密度検診=7月20日まで ▶大腸がん検診・肺がん検診=令和3年3月12日まで ▶前立腺がん検診=10月16日まで ▶胃がんリスク検査=11月13日まで *胃がん検診(胃部エックス線検査・検診車実施分)は、日程の選択可 *乳がん検診(検診車実施分)は、検診会場・日程の選択可(詳細は、すみだ けんしんダイヤルへ) *骨密度検診・肝炎ウイルス検診は電子申請は不可
	8月19日(水)午前9時～11時	本所保健センター		
骨密度検診	7月27日(月)午前9時～10時		[内容]超音波検査【対象】区内在住で、30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性【定員】先着80人【費用】無料 *骨粗しょう症で治療中・経過観察中の方は受診不可	
胃がん検診(胃部エックス線検査・検診車実施分)	8月～令和3年3月(毎月2回)	すみだ福祉保健センター	[内容]バリウムによる胃部エックス線検査【対象】区内在住で40歳以上の方【費用】無料	
子宮頸がん・乳がんセット検診	東京都予防医学協会検診実施日 *両方の検診を同日に実施	東京都予防医学協会(新宿区市谷砂土原町)	[内容]▶子宮頸がん検診=視診、頸部細胞診 ▶乳がん検診=視触診、マンモグラフィ【対象】区内在住で40歳以上の女性【費用】無料	
子宮頸がん検診(医療機関実施分)	実施医療機関診察日	区内実施医療機関等	[内容]視診、頸部細胞診【対象】区内在住で20歳以上の女性 *妊娠中または出産後の方は受診の可否を主治医に相談【費用】無料	
乳がん検診(医療機関実施分)			[内容]視触診、マンモグラフィ【対象】区内在住で40歳以上の女性【費用】無料	
乳がん検診(検診車実施分)	令和3年3月までの毎月1回～3回	区内施設3か所		
大腸がん検診	令和3年3月31日(水)までの実施医療機関診察日	区内実施医療機関	[内容]便潜血検査(検便)【対象】区内在住の40歳以上で、区内実施医療機関で健康診査と同時に大腸がん検診を受診することができない方 *原則、健康診査の対象者は健康診査と同時に受診【費用】400円 *生活保護受給者等は無料	
肺がん検診			[内容]胸部エックス線検査、喀痰細胞診 *喀痰細胞診は、50歳以上で、喫煙指数(1日の喫煙本数×年数)が600以上の方にのみ実施【対象】区内在住の40歳以上で、区内実施医療機関で健康診査と同時に肺がん検診を受診することができない方 *原則、健康診査の対象者は健康診査と同時に受診【費用】無料	
前立腺がん検診	10月31日(土)までの実施医療機関診察日		[内容]血液検査【対象】区内在住で50歳～74歳の男性【費用】700円 *生活保護受給者等は無料	
胃がんリスク検査	11月30日(月)までの実施医療機関診察日		[内容]血液検査【対象】区内在住で30・35・40・50・60歳の方 *胃の病気で治療中・服薬中などの方は、受診できない場合あり【定員】各年齢先着400人程度【費用】無料	
肝炎ウイルス検診	実施医療機関診察日		[内容]血液検査【対象】区内在住の16歳以上で、原則、過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがない方【費用】無料	



- ⑤「子宮頸がん・乳がんセット検診」は、東京都予防医学協会が受診日時を指定して、受診日の2週間前～1週間前に受診票を送付します。なお、申込状況により、受診日が3か月以上先になる場合があります。体調その他やむを得ない理由により、指定日時での受診が困難な場合は、受診日時を変更できることもありますので、直接、東京都予防医学協会 ☎3269-1134にお申し出ください。
- ⑥乳がん検診は、授乳中の方、卒乳後6か月を経過していない方、豊胸手術を受けた方、ペースメーカー等の医療器具を装着している方は、受診できません。
- ⑦各種がん検診は、検診の対象部位において、手術後の方、治療中または経過観察中の方は、原則、受診できません。「胃がん検診」「乳がん検診」「肺がん検診」は、妊娠中または妊娠の可能性がある方も受診できません。また、問診結果等により、受診できない場合があります。なお、自覚症状がある方は、検診を待たずに、すぐに医療機関で診察を受けてください。
- ⑧電子申請のページには、右のコードをスマートフォン等で読み取ることで接続できます(健康診査・検診名で検索)。
- ⑨検査の結果、精密検査が必要と判定された場合は、必ず精密検査を受けましょう。なお、精密検査等の二次検査は保険診療(有料)になります。



コード ☎6667-1127

7月の健康相談窓口

*全て予約制(事前に各保健センターへ)

種別	向島保健センター(東向島5-16-2) ☎3611-6135	本所保健センター(東駒形1-6-4) ☎3622-9137
健康相談	月曜日～金曜日 *電話での相談も可 *保健師・栄養士・歯科衛生士等が対応	
育児相談	6日(月)	6日(月)
ママのリラックスタイム	2日(木)	14日(火)
心の健康相談	8日(水)・22日(水)	22日(水)
依存症相談	31日(金)	-
思春期相談	-	8日(水)・15日(水)

簡単! 便利! すみだ けんしんダイヤルのご利用を

- 骨密度検診・がん検診・肝炎ウイルス検診の申込み・受診票再発行・問合せ
- 40歳以上の健康診査・成人歯科健康診査・後期高齢者歯科健康診査の受診票再発行・問合せ
- 若年区民健康診査・小規模事業所健診の申込み・問合せ

☎6667-1127

【受け付け】月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝日・年末年始を除く)
*番号をお確かめの上、かけ間違いのないようご注意ください。
*午前9時～10時半頃、休み明け、月初めは大変混み合います。
*聴覚障害のある方等は、FAX6862-6571へ



休日等の急病のときには

墨田区休日応急診療所

受け付け	ところ・電話番号	診療科目
午前9時～午後9時半	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)内 ☎5608-3700	内科、小児科

⑩診療日は、日曜日・祝日・年末年始です。健康保険証や医療証等を必ずお持ちください。

すみだ平日夜間救急こどもクリニック

受け付け	ところ・電話番号	診療科目
午後7時～9時45分	同愛記念病院(横網2-1-11) 救急外来内 ☎3625-1231	小児科(15歳以下の急病患者)

⑪診療日は月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)です。健康保険証や医療証等を必ずお持ちください。なお、駐車場は有料です。

都内の医療機関情報案内(24時間案内)

- 都医療機関案内サービス「ひまわり」 ☎5272-0303・FAX5285-8080 *同ホームページからも医療機関の検索可
- 東京消防庁「救急相談センター」▶携帯・PHS・プッシュ回線 ☎7119 ▶23区ダイヤル回線 ☎3212-2323

歯科・整形外科応急診療医院(7月)

*整形外科は医院名の後ろに(整)と記載

とき	医院名	ところ・電話番号
5日(日)	タロー歯科	八広2-49-1 ☎3619-7196
	東京曳舟病院(整)	東向島2-27-1 ☎5655-1120
12日(日)	荒木歯科医院	向島1-14-3 ☎3622-0318
	鈴木整形外科(整)	業平4-13-5 ☎3625-6637
19日(日)	田中歯科医院	押上3-49-7 ☎3616-0648
	宮田外科整形外科(整)	東駒形3-13-4 ☎3623-6561
23日(祝)	石井歯科医院	石原2-2-8 ☎3622-1411
24日(祝)	平野歯科	八広4-48-5-2階 ☎3619-0108
26日(日)	イズミ歯科	業平4-10-6-2階 ☎3624-8148
	山田記念病院(整)	石原2-20-1 ☎3624-1151

⑫いずれも診療時間は午前9時～午後5時です。健康保険証や医療証等を必ずお持ちください。
⑬歯科の受診については、事前に電話で予約のうえ、ご来院ください。

☎ = 電話 FAX = ファクス ㊟ = Eメール 🌐 = ホームページアドレス

お知らせ 粗大ごみ収集の申込みは「粗大ごみ受付センター」のホームページが便利です。

つながる すみだ人

私の好きな すみだ

今月の1枚

「スカイツリーより大きくなるぞ！」

【撮影】佐藤 萌さん

本コーナーへの写真を随時募集しています。詳細は区ホームページをご覧ください。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6223



平田慎吾さん(押上在住)

すみだを愛し、すみだで活躍する人をリレー形式で紹介する「つながる すみだ人」。お話を伺った方に次の方を紹介していただき、すみだを愛する人をつないでいきます。第24回は、京島で三善豆腐工房を営む傍ら、食育活動にも熱心に取り組まれている平田慎吾さんです。

Q. すみだでどのような活動をしていますか？

前回のすみだ人の佐伯さんと同じく、食育活動に取り組んでいます。毎年10月に、地域のお客さんや豆腐職人の仲間たちで、取引先の農家へお邪魔する枝豆収穫のイベントを開催しています。お豆腐の原材料である大豆について知識を深め、自分自身で収穫することで、普段食べているお豆腐ができるまでにどれだけ手間暇がかかるのかを理解してもらいます。

そして、なんとと言っても採れたての枝豆の抜群の美味しさと、大豆畑に広がる豊かな里山を楽しんでもらいたいですね。普段都会で生活している子どもが、

イベントの合間に畑で泥だらけになって遊び、自然と触れ合っている姿を見ると嬉しく感じます。いつもとは違う環境で遊ぶことで、実は枝豆に細かい毛が生えていることなど、小さな発見もあります。自然の中で、子どもにそのような体験をしてもらうことに意味があると考えています。

ほかには、文花児童館で毎年、お豆腐作りの体験を行っています。どちらも、イベントの終わりに子どもたちと親御さんの笑顔が見られ、とても喜んでいただけるので毎回やりがいを感じています。

Q. 現在の活動を始めたきっかけは何ですか？

15年くらい前の話になりますが、当時は枝豆収穫のイベントに加えて、農家の田んぼを借りて田植えや稲刈り体験もやっていた(稲刈り体験は東日本大震災をきっかけに休止)、バスを貸し切って総勢50人くらいでワイワイ楽しく活動していました。毎年このような活動をしている中で、ある時、区役所(保健計画課)の職員から「平田さんのやっている活動は、まさに“食育”事

業でやろうとしていること。ぜひ、区の食育活動に協力してもらえないか。」というお話があり、それがきっかけで、食育推進委員になりました。

当時、“食育”という言葉も一般的にあまり知られていないような頃で、私のような活動をしている人が、あまり区内にいなかったのかも知れません。そういった経緯で、区の食育事業の立ち上げ時から参加させていただいています。

Q. 平田さんは、すみだのどんなところが好きですか？

やっぱり、“地縁が強い地域”だということですね。昔からの顔見知りということもありますが、地域で何かをやるとなると、自然とつながり、協力ができる関係です。最近は高齢化が進み、地元のお祭りをするにしても一苦労ですが、青年部を立ち上げるなど活性化を試みています。

そう言えば私は、地元ではいつまで経っても

若手扱いで、「慎吾ちゃん」と呼ばれていますよ。例えば、サラリーマンとして会社を定年になった人でも地元に戻ったら“新人”。私のような地元で育った人間や、会社を定年になり地域に入ろうとされる方にとっても、新しく墨田区に来られた方にとっても、いつでもつながりたい時につながる土地柄であると良いと思いますね。



◀食育の講義をしているところです。お豆腐はどうやって出来るのか、分かりやすく説明します。「職人魂で熱く語っちゃいます」と平田さん。



▶子どもたちと一緒に枝豆を収穫。みんな普段見られない土が付いた枝豆や虫に大はしゃぎだそうです。

次回登場してくださるのは・・・

京一旭町会長、高木神社の氏子総代、四丁目睦の会長として地域の祭礼、伝統行事の継承にご尽力されている渡邊伸一さんです。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6223



夢

新しい段階に向けて“歩み”を進める

墨田区長

山本 亨

気象庁が毎月発表している3か月予報によると、今夏の気温は全国的に平年より高くなるということです。

新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は日々変化していますが、これから暑い夏を過ごすにあたり、熱中症にもご注意いただきたいと思います。こまめな水分補給はもちろん、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクを外すことを心掛けてください。

今後も、新型コロナウイルス感染症に関する情報を適宜発信していきますので、ご確認いただくようお願いします。

さて、特別定額給付金に関しては、申請内

容を確認の上、給付決定通知書を世帯主の皆さんにお送りしています。申請期限は8月31日となっていますので、期限内に忘れずに申請をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症に関する給付金に便乗した詐欺が全国的に発生していますので、くれぐれもご注意ください。

皆さんのご理解とご協力によって、緊急事態宣言は解除され、区立学校や保育園、公共施設などを再開しましたが、新型コロナウイルス感染症との戦いは長引いており、先月は東京アラートが発動されるなど、まだまだ油断できない状況です。今後、第二波が予想される中で、区民の命を守るため、引き続き感染拡大防止のための取組とともに“備え”にも力を注いでいきます。

さらに、アフターコロナを見据え、区民生活や経済活動をしっかり支えるための新たな施策として「新型コロナウイルス感染症政策パッケージ」を策定していきます。

これからは新しい生活様式の考え方を指針にして、少しずつ“人とのつながり”を取り戻し、新しいすみだの日常に向けて、着実に“歩み”を進めていきたいと思っています。



6月初旬、学校再開にあたり横川小学校を訪問

